

別表第 2（第 3 条、第 5 条、第 10 条関係）

1 補助事業者	一般社団法人宮崎県トラック協会
2 補助対象経費	(1) 燃料高騰等支援 一般社団法人宮崎県トラック協会がトラック事業者に対し、燃料高騰等に係る支援として「3 対象車両」に該当する車両のうち自動車検査証記載の「最大積載量」が 10 トン以上の車両（以下「10 トン以上の車両」という。）1 台当たり 22 千円、自動車検査証記載の「最大積載量」が 10 トン未満の車両（以下「10 トン未満の車両」という。）1 台当たり 11 千円を補助する場合における当該補助に要する経費 (2) 推進事務費 ① 燃料高騰等支援に係る事務に従事する者に要する経費のうち報酬、給料、共済費及び旅費 ② 燃料高騰等支援の事務に要する経費のうち需用費、役務費、使用料及び賃借料
3 対象車両	トラック事業者が使用する車両のうち次の要件の全てに該当する車両 (1) 令和 7 年 4 月 1 日時点で、自動車検査証が交付された日から起算して 4 か月以上経過し、かつ、申請時において自動車検査証の有効期間内で、申請後も継続して事業を行う予定である車両。ただし、令和 6 年 12 月から申請までの間に入替えを行った車両で、入替前の車両が令和 6 年 12 月 1 日以前から事業に使用されていたことが確認できるものについては対象とする。 (2) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業者が使用する車両。 (3) 県内営業所に配置された事業用車両。ただし、宮崎の緑ナンバーに限る。 (4) 自動車登録規則別表第 2 の自動車の範囲欄の 1、4 又は 6 に掲げる車両 (5) 被けん引車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下同じ。）に該当しないこと。 (備考) 対象車両のうち、けん引車については、自動車検査証記載の「最大積載量」にかかわらず、10 トン以上の車両として扱う。
4 補助額及び補助率	燃料高騰等支援に要する経費 定額 推進事務費 10 分の 10 以内（ただし、1,000 千円を上限とし、千円未満の端数を切り捨てることとする。）

5 申請書に添付すべき書類	申請書に添付すべき書類は次に掲げるものとする。 (1) 納税証明書（県税に未納がないことの証明） ※ 原則として申請を行う日から3か月以内のもの。（写し可） (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書 (5) 誓約書 (6) 補助事業者等計画一覧表 (7) 補助事業者の補助金等の交付に関する規則、要綱等
6 補助事業実績報告書に添付すべき書類	(1) 事業実績書 (2) 収支決算書 (3) 補助事業者等実績一覧表